

## 中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金について

問 活力創生課 商工労政係 ☎72-5183

市では、原油価格および物価高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業などを支援するため、令和5年7月から12月分のエネルギー料金の一部を助成しています。詳細はお問い合わせください。

### 対象事業者

(下記要件にすべて該当)

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または同条第5項に規定する小規模企業者(ただし、主として農業・漁業・林業の事業者は除く。他の助成金・補助金との併用は不可)
- ②令和4年11月末以前に創業し、直近の申告を完了し、市内に事業所を有している事業者
- ③今後も事業活動を行う意思のある事業者
- ④市税などを滞納していない事業者
- ⑤令和5年7月から12月において、市内事業所で使用した電気、ガス、軽油・灯油など事業用燃料(ガソリンを除く)料金の税込合計が33万円以上の事業者(ただし、電気・ガス料金で、住居兼事業所で使用した料金は2/3を乗じます)



助成額の上限 20万円

申請期間 1月10日(水)～3月1日(金)まで(必着)

### 申請書類

市ホームページでダウンロードすることができます。また活力創生課および各総合支所で配布しています。



詳しくはこちら

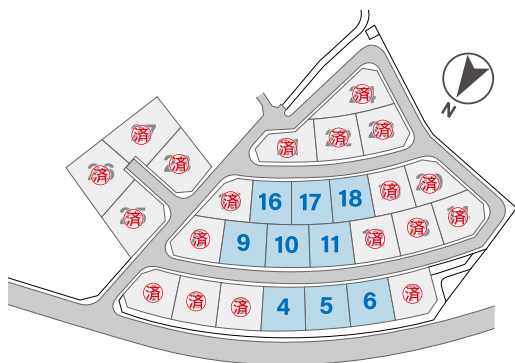
## 残り9区画「そらにわの丘全28区画」(安岐町下原)申込受付中

問 まちづくり推進課 まちデザイン係 ☎72-5186

安岐町下原地区の分譲地「そらにわの丘」は、残り9区画(令和5年12月15日現在)となっています。空き区画の申し込みを先着順で受け付けていますので、ご検討中の方はお早めにお申し込みください。

※1世帯1区画の申し込みとなります。

※同日に同区画の複数申し込みがあった場合は、抽選により購入者を決定します。



### 申込資格

次のいずれかに該当しない方

- ①売買物件を転売、または建築した住宅を貸家や別荘とする者
- ②単身世帯である者
- ③法人

※他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

### マイホーム取得に最大150万円の奨励金があります

(令和6年3月31日まで!)

市内で住宅を新築または購入される方に対し、その費用の2分の1以内で奨励金を交付します(国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金)。詳細は市ホームページをご覧ください。

- 市内居住者…上限 50万円
- 県内転入者…上限100万円
- 県外転入者…上限150万円



そらにわの丘



奨励金

## コミュニティバス利用促進のための実証実験を実施中です(一部路線対象)

問 政策企画課 企画係 ☎72-5161

市内を運行するコミュニティバス(一部路線)について、ポイントカードを活用した実証実験を行っています。実験にご協力いただいた方には景品をお渡ししますので、ぜひご参加ください。なお、景品の交換期間は3月4日(月)～29日(金)です。

実施期間 1月8日(月)～3月1日(金)

### 参加方法

- ①コミュニティバス車内でポイントカードを1人1枚受け取ってください。
- ②降車時にポイントカードの二次元コードをバス車内に設置するタブレット端末にかざしてください。1乗車につき1ポイント貯まります。
- ③合計4ポイント以上貯めた方は、交換期間中に政策企画課までカードをお持ちください。
- ④窓口で簡単なアンケートに記入していただくと、景品(粗品)と交換します(1人1回)。

### 対象路線

深江・寺山線、堅来線、赤松線、小原線、治郎丸線、向田・浜陽線、上国崎線  
※タブレット端末の台数に限りがあることから一部路線限定での実証実験となります。

### バスロケーションシステムの試験導入

実験期間中に「コミュニティバスが今どこにいるか」をインターネット上で確認できるシステムを試験導入します。右記の二次元コードからご確認ください。



## 令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

令和6年度から温室効果ガス排出削減目標の達成や、土砂崩れや浸水といった自然災害を防ぐために行う森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税(国税)が課税されます。森林環境税(国税)については、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

納税義務者 国内に住所を有する個人

### 令和6年度以降の個人市民税・県民税均等割と森林環境税の税額について

市県民税の均等割額については東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円(市500円、県500円)が加算されています。令和6年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに森林環境税(年額1,000円)が導入されます。

なお、所得割が課税となる方については、以下の合計額に所得割額が加算されます。

※森林環境税が非課税となる基準は、市民税・県民税の均等割が非課税になる基準と同じです。

